

## 第3号議案

### 専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の規定の全部改正について

専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の規定の全部改正について、次のとおり提案します。

令和2年4月22日

広島県教育委員会教育長 平川 理恵

#### 1 提案の要旨

「専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の規定」を全部改正し、名称を「主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数の規定」とする。

#### 2 主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数の規定（案）

別紙のとおり

#### 3 施行期日等

令和4年4月1日から施行し、同日以降高等学校の第1学年に入学した生徒（単位制による課程にあっては、同日以降入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

#### 4 経過措置

令和4年度までの年度の入学者に係る教育課程に適用する、平成21年文部省告示第34号をもって公示された高等学校学習指導要領第1章第2款の3に基づく専門教育に関する各教科・科目の標準単位数は、別表のとおりとする。

#### 5 根拠規定

##### (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。（一～四 略）

五 教育委員会の所轄に属する学校の組織編制，教育課程，学習指導，生徒指導及び職業指導に関すること。（六～十九 略）

##### (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設，設備，組織編制，教育課程，教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）  
第 84 条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。
- (4) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年文部科学省令第 13 号）
- (5) 高等学校学習指導要領の全部を改正する告示（平成 30 年文部科学省告示第 68 号）
- (6) 高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）  
第 1 章 総則  
第 2 款 各教科・科目及び単位数等  
3 教育課程の編成における共通的事項  
ウ 主として専門学科において開設される各教科・科目  
各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。
- (7) 広島県立高等学校等管理規則（昭和 32 年教育委員会規則第 2 号）  
第 2 条 中学校、高等学校及び特別支援学校（以下これらを「学校」と総称する。）の教育課程、修業年限その他学校の管理運営に関する事項は、この規則に定めるもののほか、広島県立中学校学則（平成 15 年広島県教育委員会規則第 4 号。以下「中学校学則」という。）、広島県立高等学校学則（昭和 28 年広島県教育委員会規則第 4 号。以下「高等学校学則」という。）又は広島県立特別支援学校学則（昭和 31 年広島県教育委員会規則第 2 号）の定めるところによる。
- (8) 広島県立高等学校学則（昭和 28 年教育委員会規則第 4 号）  
第 8 条 教育課程は、学習指導要領及び教育委員会の定める基準により、校長が編成する。  
2 校長は、前項の規定により、教育課程を編成するときは、教育委員会に届け出なければならない。変更しようとするときもまた同様とする。
- (9) 教育長に対する権限委任規則（昭和 53 年教育委員会規則第 1 号）  
第 1 条 広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものを除き、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。（一～十 略）  
十一 県立学校の組織編成、修業年限その他の県立学校の管理運営の基本的事項の決定並びに教育課程及び授業時数の基準の設定  
（十二～二十五 略）

別紙

専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の規定（平成23年3月30日広島県教育委員会決定）の全部を次のように改正する。

令和2年4月 日

広島県教育委員会  
教育長 平川 理恵

主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数の規定

平成30年文部科学省告示第68号をもって公示された高等学校学習指導要領第1章第2款の3に基づく主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数は次のとおりとする。

教科	科 目	標準単位数	教科	科 目	標準単位数	教科	科 目	標準単位数
農業	農業と環境	4～6	工業	社会基盤工学	2～4	看護	看護の統合と実践	2～4
	課題研究	3～6		工業化学	6～8		看護臨地実習	10～21
	総合実習	4～8		化学工学	3～6		看護情報	2～4
	農業と情報	2～6		地球環境化学	2～6		情報産業と社会	2～4
	作物学	2～8		材料製造技術	4～6		課題研究	2～4
	野菜学	2～8		材料工学	4～6		情報の表現と管理	2～4
	果樹学	2～8		材料加工	4～6		情報テクノロジー	2～4
	草花学	2～8		セラミック化学	2～6		情報セキュリティ	2～6
	畜産学	4～10		セラミック技術	2～6		情報システムのプログラミング	2～6
	栽培と環境	2～6		セラミック工業	2～6		ネットワークシステム	2～4
	飼育と環境	2～6		繊維製品	4～6	データベース	2～6	
	農業経営	2～6		繊維染色技術	4～6	情報デザイン	2～6	
	農業機械	2～6		染織デザイン	2～6	コンテンツの制作と発信	2～6	
	植物バイオテクノロジー	2～6		インテリア計画	4～6	メディアとサービス	2～4	
	食品製造	2～8		インテリア装備	4～6	情報実習	4～8	
	食品化学	2～8		インテリアエレメント生産	4～6	社会福祉基礎	2～6	
	食品微生物	2～6		デザイン実践	2～4	介護福祉基礎	2～6	
	食品流通	2～6		デザイン材料	2～4	コミュニケーション技術	2～4	
	森林科学	3～8		デザイン史	2～4	生活支援技術	4～12	
	森林経営	2～8		ビジネス基礎	2～4	介護過程	2～6	
林産物利用	3～8	課題研究	2～4	介護総合演習	2～3			
農業土木設計	3～8	総合実践	2～4	介護実習	4～16			
農業土木施工	2～6	ビジネス・コミュニケーション	2～4	ここらからの理解	2～8			
水循環環境	2～6	マーケティング	2～4	福祉情報	2～4			
造園計画	3～8	商品開発と流通	2～4	理数数学Ⅰ	5～8			
造園施工管理	2～6	観光ビジネス	2～4	理数数学Ⅱ	8～10			
造園植栽	2～6	ビジネス・マネジメント	2～4	理数数学特論	2～4			
測量	4～8	グローバル経済	2～4	理数物理学	4～8			
生物活用	2～6	ビジネス法規	2～4	理数化学	4～8			
地域資源活用	3～8	簿記	2～4	理数生物	4～8			
工業	工業技術基礎	2～4	商業	財務会計Ⅰ	2～4	福祉	理数地学	4～8
	課題研究	2～4		財務会計Ⅱ	2～4		スポーツ概論	3～4
	実習	6～12		原価計算	2～4		スポーツⅠ	2～7
	製図	2～8		管理会計	2～4		スポーツⅡ	2～7
	工業情報教図	2～4		情報処理	2～4		スポーツⅢ	2～7
	工業材料技術	2～4		ソフトウェア活用	2～4		スポーツⅣ	2～7
	工業技術英語	2～4		プログラミング	2～4		スポーツⅤ	3～4
	工業管理技術	2～8		ネットワーク活用	2～4		スポーツⅥ	3～4
	工業環境技術	2～4		ネットワーク管理	2～4		スポーツ総合演習	3～5
	機械工作	4～8		生活産業基礎	2		音楽理論	3～6
	機械設計	4～8		課題研究	2～4	音楽	2～3	
	原動機	2～4		生活産業情報	2～4	演奏研究	2～3	
	電子機械	4～8		消費生活	2～4	ソルフェージュ	3～6	
	生産技術	2～6		保育基礎	2～6	声楽	3～6	
	自動車工学	4～8		保育実践	2～8	器楽	3～8	
	自動車整備	4～8		生活と福祉	2～4	作曲	3～6	
	船舶工学	2～18		住生活デザイン	2～6	鑑賞研究	2～3	
	電気回路	4～6		服飾文化	2～4	美術概論	2～3	
	電気機器	4～6		ファッション造形基礎	2～6	美術史	2～5	
	電力技術	4～6		ファッション造形	4～10	鑑賞研究	2～6	
電子技術	4～6	ファッションデザイン	8～14	素描	2～7			
電子制御	4～6	服飾手芸	2～4	構成	2～5			
通信技術	2～6	フードデザイン	2～6	絵画	2～10			
プログラミング技術	2～8	食文化	1～2	版画	2～5			
ハードウェア技術	2～8	調理	14	彫刻	2～6			
ソフトウェア技術	2～8	栄養	3	ビジュアルデザイン	2～5			
コンピュータシステム技術	2～8	食品衛生	2	クラフトデザイン	2～6			
建築構造	2～6	公衆衛生	3	情報メディアデザイン	2～5			
建築設計	3～8	総合調理実習	3	映像表現	2～5			
建築施工	2～6	基礎看護	8～11	環境造形	2～8			
建築法規	2～4	人体の構造と機能	3～7	総合英語Ⅰ	3～6			
設備設計	2～6	疾病の成り立ちと回復の促進	4～8	総合英語Ⅱ	4～7			
空調調和設備	2～8	健康支援と社会保障制度	2～7	総合英語Ⅲ	4～7			
衛生・防災設備	2～8	成人看護	2～6	ディベート・ディスカッションⅠ	2～4			
測力量	3～6	老年看護	2～4	ディベート・ディスカッションⅡ	2～4			
土木基盤力学	2～6	小児看護	2～4	エッセイライティングⅠ	2～4			
土木構造設計	2～8	小児看護	2～4	エッセイライティングⅡ	2～4			
土木施工	3～6	精神看護	2～4					
		在宅看護	2～4					

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行し、同日以降高等学校の第1学年に入学した生徒（単位制による課程にあっては、同日以降入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。））に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

高等学校学習指導要領（一部抜粋）

第1章 総則

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割（略）

第2款 教育課程の編成

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成（略）
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（略）
- 3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 各教科・科目及び単位数等

イ 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教科等	科目	標準単位数	教科等	科目	標準単位数	
国語	現代の国語	2	芸術	音楽Ⅰ	2	
	言語文化	2		音楽Ⅱ	2	
	論理国語	4		音楽Ⅲ	2	
	文学国語	4		美術Ⅰ	2	
	国語表現	4		美術Ⅱ	2	
	古典探究	4		美術Ⅲ	2	
地理歴史	地理総合	2		工芸Ⅰ	2	
	地理探究	3		工芸Ⅱ	2	
	歴史総合	2		工芸Ⅲ	2	
	日本史探究	3		書道Ⅰ	2	
	世界史探究	3		書道Ⅱ	2	
公民	公共	2		書道Ⅲ	2	
	倫理	2		外国語	英語コミュニケーションⅠ	3
	政治・経済	2			英語コミュニケーションⅡ	4
数学	数学Ⅰ	3			英語コミュニケーションⅢ	4
	数学Ⅱ	4	論理・表現Ⅰ		2	
	数学Ⅲ	3	論理・表現Ⅱ		2	
	数学A	2	論理・表現Ⅲ		2	
	数学B	2	家庭		家庭基礎	2
	数学C	2			家庭総合	4
理科	科学と人間生活	2	情報		情報Ⅰ	2
	物理基礎	2		情報Ⅱ	2	
	物理	4	理数	理数探究基礎	1	
	化学基礎	2		理数探究	2～5	
	化学	4	総合的な探究の時間		3～6	
	生物基礎	2				
	生物	4				
	地学基礎	2				
保健体育	地学	4				
	体育	7～8				
	保健	2				

ウ 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び**設置者の定める**それぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

教科	科目	教科	科目
農 業	農業と環境，課題研究，総合実習，農業と情報，作物，野菜，果樹，草花，畜産，栽培と環境，飼育と環境，農業経営，農業機械，植物バイオテクノロジー，食品製造，食品化学，食品微生物，食品流通，森林科学，森林経営，林産物利用，農業土木設計，農業土木施工，水循環，造園計画，造園施工管理，造園植栽，測量，生物活用，地域資源活用	水 産	水産海洋基礎，課題研究，総合実習，海洋情報技術，水産海洋科学，漁業，航海・計器，船舶運用，船用機関，機械設計工作，電気理論，移動体通信工学，海洋通信技術，資源増殖，海洋生物，海洋環境，小型船舶，食品製造，食品管理，水産流通，ダイビング，マリンスポーツ
		家 庭	生活産業基礎，課題研究，生活産業情報，消費生活，保育基礎，保育実践，生活と福祉，住生活デザイン，服飾文化，ファッション造形基礎，ファッション造形，ファッションデザイン，服飾手芸，フードデザイン，食文化，調理，栄養，食品，食品衛生，公衆衛生，総合調理演習
工 業	工業技術基礎，課題研究，実習，製図，工業情報数理，工業材料技術，工業技術英語，工業管理技術，工業環境技術，機械工作，機械設計，原動機，電子機械，生産技術，自動車工学，自動車整備，船舶工学，電気回路，電気機器，電力技術，電子技術，電子回路，電子計測制御，通信技術，プログラミング技術，ハードウェア技術，ソフトウェア技術，コンピュータシステム技術，建築構造，建築計画，建築構造設計，建築施工，建築法規，設備計画，空気調和設備，衛生・防災設備，測量，土木基盤力学，土木構造設計，土木施工，社会基盤工学，工業化学，化学工学，地球環境化学，材料製造技術，材料工学，材料加工，セラミック化学，セラミック技術，セラミック工業，繊維製品，繊維・染色技術，染織デザイン，インテリア計画，インテリア装備，インテリアエレメント生産，デザイン実践，デザイン材料，デザイン史	看 護	基礎看護，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと回復の促進，健康支援と社会保障制度，成人看護，老年看護，小児看護，母性看護，精神看護，在宅看護，看護の統合と実践，看護臨地実習，看護情報
		情 報	情報産業と社会，課題研究，情報の表現と管理，情報テクノロジー，情報セキュリティ，情報システムのプログラミング，ネットワークシステム，データベース，情報デザイン，コンテンツの制作と発信，メディアとサービス，情報実習
		福 祉	社会福祉基礎，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，介護実習，こころとからだの理解，福祉情報
		理 数	理数数学Ⅰ，理数数学Ⅱ，理数数学特論，理数物理，理数化学，理数生物，理数地学
		体 育	スポーツ概論，スポーツⅠ，スポーツⅡ，スポーツⅢ，スポーツⅣ，スポーツⅤ，スポーツⅥ，スポーツ総合演習
		音 楽	音楽理論，音楽史，演奏研究，ソルフェージュ，声楽，器楽，作曲，鑑賞研究
商 業	ビジネス基礎，課題研究，総合実践，ビジネス・コミュニケーション，マーケティング，商品開発と流通，観光ビジネス，ビジネス・マネジメント，グローバル経済，ビジネス法規，簿記，財務会計Ⅰ，財務会計Ⅱ，原価計算，管理会計，情報処理，ソフトウェア活用，プログラミング，ネットワーク活用，ネットワーク管理	美 術	美術概論，美術史，鑑賞研究，素描，構成，絵画，版画，彫刻，ビジュアルデザイン，クラフトデザイン，情報メディアデザイン，映像表現，環境造形
		英 語	総合英語Ⅰ，総合英語Ⅱ，総合英語Ⅲ，ディベート・ディスカッションⅠ，ディベート・ディスカッションⅡ，エッセイライティングⅠ，エッセイライティングⅡ

エ 学校設定科目 (以下略)

主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数の規定

平成21年文部科学省告示第34号をもって公示された高等学校学習指導要領第1章第2款の3に基づく主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数は次のとおりとする。

教科	科 目	標準単位数	教科	科 目	標準単位数	教科	科 目	標準単位数
農業	農業と環境	4～6	工業	土木構設計	2～4	看護	小児看護	2～4
	課題研究	3～6		土木施工	3～6		看護の統合と実践	2～4
	総合実習	6～8		社会基盤工学	2～4		看護臨地実習	10～21
	農業情報処理	4～6		工業化学	6～8		看護情報活用	2～4
	作物	6～8		化学工学	3～6		情報産業と社会	2～4
	野菜	6～8		地球環境化学	2～6		課題研究	2～4
	果樹	6～8		材料製造技術	4～6		情報の表現と管理	2～4
	草花	6～8		工業材料	4～6		情報と問題解決	2～4
	畜産	8～12		材料加工	4～6		情報テクノロジー	2～4
	農業経営	4～6		セラミック化学	2～6		アルゴリズムとプログラム	2～6
	農業機械	4～6		セラミック工学	2～6	ネットワークシステム	2～6	
	食品製造	4～8		セラミック工業	2～6	データベース	2～6	
	食品化学	4～8		繊維・染色製品	4～6	情報システム実習	4～8	
	微生物利用	4～6		繊維・染色技術	4～6	情報メデア	2～6	
	植物バイオテクノロジー	4～6		染織デザイン	2～6	情報メデアイン	2～6	
	動物バイオテクノロジー	4～6		インテリア計画	4～6	表現メデアの編集と表現	2～6	
	農業経済	4～6		インテリア装飾	4～6	情報コンテンツ実習	4～8	
	食品流通	4～6		インテリアエレメント生産	4～6	社会福祉基礎	2～6	
	森林科学	6～8		デザイン技術	4～6	介護福祉基礎	2～6	
	森林経営	4～8		デザイン材料	2～4	コミュニケーション技術	2～4	
	林産物利用	4～8		デザイン史	2～4	生活支援技術	4～12	
	農業土木設計	6～8		ビジネス基礎	2～4	介護過程	2～6	
	農業土木施工	4～6		課題研究	2～4	介護総合演習	2～6	
	水循環環境	4～6		総合実践	2～4	介護実習	4～16	
	造園計画	6～10		ビジネス実務	2～4	こころとからだの理解	2～12	
	造園技術	4～6		マーケティング	2～4	福祉情報活用	2～4	
	環境緑化材料	4～6		商品開発	2～4	理数数学Ⅰ	4～7	
	測物活用	6～8		広告と販売促進	2～4	理数数学Ⅱ	7～9	
	生 物	2～5		ビジネス経済	2～4	理数数学特論	2～7	
	グリーンライフ	4～6		ビジネス経済応用	2～4	理数数学物理	4～8	
工業	工業技術基礎	2～4	商業	経済活動と法	2～4	理数	理数化学	4～8
	課題研究	2～4		簿記	2～4		理数生物	4～8
	実実習	6～12		財務会計Ⅰ	2～4		理数地学	4～8
	製図	2～8		財務会計Ⅱ	2～4		課題研究	2～4
	工業数理基礎	2～4		原価計算	2～4		スポーツ概論	3～4
	情報技術基礎	2～4		管理会計	2～4		スポーツⅠ	2～7
	材料技術基礎	2～4		情報処	2～4		スポーツⅡ	2～7
	生産システム技術	2～6		ビジネス情報	2～4		スポーツⅢ	2～7
	工業技術英語	2～4		ビジネスマン取引	2～4		スポーツⅣ	2～7
	工業管理技術	2～8		プログラミング	2～4		スポーツⅤ	3～4
	環境工学基礎	2～4		ビジネス情報管理	2～4	スポーツⅥ	3～4	
	機械工学	4～8		生活産業基礎	2	スポーツ総合演習	3～5	
	機械設計	4～8		課題研究	2～4	音楽理論	3～4	
	原動機	2～4		生活産業情報	2～4	音楽史	2～3	
	電子機械	4～6		消費生活	2～4	演奏研究	1～2	
	電子機械応用	2～4		子どもの発達と保育	4～6	ソルフェージュ	3～5	
	自動車工学	4～8		子ども文化	2～4	声乐	3～4	
	自動車整備	4～8		生活と福祉	2～4	楽器	3～6	
	電気基礎	4～6		リビングデザイン	4～6	作曲	3～4	
	電気機器	2～4		服飾文化	2～4	鑑賞研究	2～3	
	電気技術	4～6		ファッション造形基礎	4～6	美術概論	4～5	
	電子技術	4～6		ファッション造形	8～10	美術史	4～5	
	電子回路	4～6		ファッションデザイン	10～14	素描	4～7	
	電子計測制御	4～6		服飾手芸	2～4	構成	4～5	
	通信技術	2～6		フードデザイン	4～6	絵画	4～5	
	電子情報技術	2～4		食文化	1～2	版画	4～5	
	プログラミング技術	2～6		調理	1 4	彫刻	4～5	
	ハードウェア技術	4～8		栄養	3	ビジュアルデザイン	4～5	
	ソフトウェア技術	2～6		食品衛生	2	クラフトデザイン	4～5	
	コンピュータシステム技術	2～8		食公衆衛生	4	情報メデアデザイン	4～5	
建築構造	2～6	基礎看護	8～11	映像表現	4～5			
建築設計	3～8	基礎と看護	4～8	環境造形	4～5			
建築構造設計	3～8	疾病と看護	3～7	鑑賞研究	2～3			
建築施工	2～5	生活と看護	2～7	総合英語	12～14			
建築法規	2～4	成人看護	2～6	英語理解	2～4			
設備計画	3～6	老年看護	2～4	英語表現	2～6			
空気調和設備	4～8	精神看護	2～4	異文化理解	2～3			
衛生・防災設備	4～8	在宅看護	2～4	時事英語	2～5			
測 量	3～6	母性看護	2～4					
土木基礎力学	4～8							

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。ただし、この基準は、同日以降高等学校の第1学年に入学した生徒（単位制による課程にあっては、同日以降入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。））に係る教育課程から適用する。なお、理数については、平成21年文部科学省告示第38号をもって公示された学習指導要領の特例により、平成24年度入学生から適用する。